

福祉生活病院常任委員会資料

(平成22年5月21日)

[件名]

- 1 島根原子力発電所の設備点検の不備に係る対応について
(防災チーム) 1
- 2 災害時要援護者利用施設避難対策指針の策定について
(防災チーム) 3
- 3 「鳥取県危機管理対応指針」の改定概要について
(危機管理チーム) 5

防 災 局

島根原子力発電所の設備点検の不備に係る対応について

平成22年5月21日

防災局防災チーム

1 経緯（中国電力）

- ・ 島根原子力発電所1号機の第28回定期検査(H21年5月～10月)後の不適合管理検討会(H22年1月)で、1号機の「高圧注水系蒸気外側隔離弁の駆動用電動機」が交換されておらず、所定の期間を超過して使用されていたことが不適合事象に当たると判定
 - ・ その後、同様の事象がないか1号機、2号機の重要度の高い機器について点検したところ、1号機74件、2号機49件、合計123件の点検の未実施を確認
 - ・ 上記について本年3月30日に原子力安全保安院に報告(鳥取県、島根県、松江市にも報告)
 - 1号機を自主的に3月31日に発電を中止して点検
 - 第16回定期検査中(停止中)の2号機も同様の点検を実施
- } 点検不備に係る調査
- ・ 本年4月30日に国等へ点検不備に係る総点検の中間報告…506件の点検不備確認

2 鳥取県の対応

(1) 設備点検不備について文書で申し入れ

〔日時〕3月31日 〔場所〕県庁防災監室(第二庁舎3階)

〔相手方〕中国電力(株)鳥取支社長

【申し入れ内容】

- ・ 今回の点検不備は誠に遺憾
- ・ 島根原子力発電所における設備点検の不備に対する原因分析と安全体制の確立を
- ・ 今後の調査結果及び再発防止対策の状況について報告と情報公開を

(2) 点検不備に係る中間報告について知事が直接申し入れ(※文書でも申し入れ)

〔日時〕4月30日

〔相手方〕中国電力(株)常務取締役、中国電力(株)鳥取支社長 ほか

【申し入れ内容】

- ・ 点検不備が506件と大幅に増加したのは、県民の信頼を損なうもの
- ・ 中国電力の組織の体質を改めていくこと
- ・ 原因の徹底分析と再発防止策を講じた安全体制の確立を
- ・ 総点検の最終結果について報告と情報公開を行うとともに、隣接自治体等への適切な報告を

※文書申し入れ内容は、上記に準じた内容

(3) 島根原子力発電所の設備点検不備の再発防止等について国要望

〔日時〕5月13日

〔相手方〕経済産業省

【内容】

島根原発の設備点検の不備について、原因を徹底的に分析し、国の関与のあり方等も含めて再点検を行い、十分な再発防止対策を講ずるよう、国において厳正な指導・検討を行い、その状況について当県民にも情報提供すること

3 国等の対応

(1) 経済産業省

ア 中国電力(株)への指示(3月30日付)

①平成22年4月30日までに次の次項を報告するよう指示(経済産業大臣)

・保守管理の不備等に係る経緯・事実関係の調査、原因究明及び再発防止対策の検討

・1、2、3号機の保守管理並びに1、2号機の定期事業者検査の実施状況について総点検

②1、2号機の点検不適切箇所(point check)の点検、健全性評価、その結果報告(原子力安全・保安院長)

イ 点検状況確認のため、島根原子力発電所へ立入調査(原子力安全・保安院 4月19日～20日)

ウ 中間報告の内容確認のため、島根原子力発電所へ立入調査(5月12日～14日)

(2) 島根県・松江市

ア 中国電力(株)へ原因究明や再発防止の申入れ(両県・市 3月30日)

イ 島根県と松江市による島根原子力発電所へ立入調査(4月16日)

島根県、松江市と中国電力(株)が結んでいる安全協定に基づき立入調査。

4 今後の対応等

中国電力(株)は、6月初めに国へ最終報告する予定。その際、本県にも報告がある予定
その内容について中国電力(株)へ説明を求め、必要に応じて更なる申入れ等も検討

災害時要援護者利用施設避難対策指針の策定について

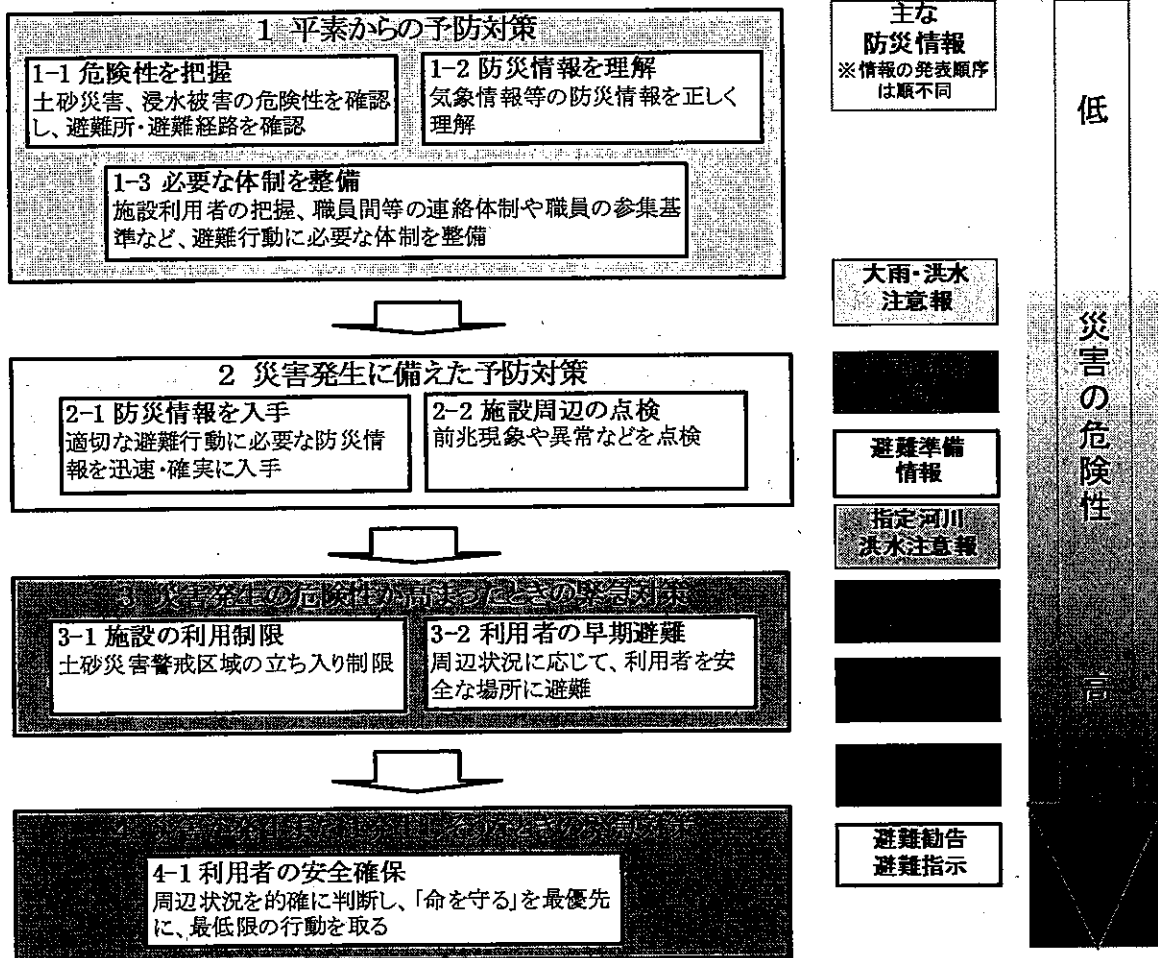
平成22年5月21日 / 防災チーム

平成21年7月に山口県防府市の特別養護老人ホームで発生した土砂災害等を踏まえ、県と市町村の関係部課が一緒になって、土砂災害警戒区域等に立地する災害時要援護者利用施設について検討を進め、その結果を避難対策指針として取りまとめました。

1 避難対策指針の概要

(1) 災害時要援護者利用施設の避難計画作成について

ア 避難計画作成のフロー



イ 避難対策検討の重要なポイント

(ア) 施設の危険性（土砂災害、浸水）を把握

- 施設のどの部分が土砂災害警戒区域に入っているかを確認し、危険な区域を把握
- 特に「土砂災害特別警戒区域（レッド区域）」では、建物の倒壊等によって被災する危険性があるため、危険が切迫する前に避難所等の安全な場所に避難
- 同様に、浸水で建物が損壊する危険性がある場合（河川堤防に近く、2m以上の浸水が想定される）や、浸水時に建物に避難スペースがない場合（平屋など）は、同様に危険が切迫する前に避難所等の安全な場所に避難

(イ) 防災情報の入手体制を構築

- 土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報などは、避難行動に非常に重要な情報
- 市町村からの伝達だけに頼るのではなく、自らが積極的にメール配信サービスやテレビやラジオなどで情報収集を実施
- 平成22年4月から運用開始した「あんしんトリピーメール」なども積極的に活用

(ウ) 災害発生時の危険性が高まったときの緊急対策

- ・ 土砂災害警戒情報等が発表されたときは立ち入り制限など、施設の利用を制限
- ・ 早期避難を心掛け、仮に空振りに終わっても「避難訓練」として今後の避難対策の改善に活用
- ・ ただし、夜間や降雨で視界が十分ではない、又は避難路が浸水しているような状況では屋外避難は危険なので、建物の2階以上の山とは反対側の部屋に緊急待避

(エ) 災害発生又は発生しそうなどの緊急対策

- ・ 「命を守る最低限の行動」として緊急待避
 - ▼なるべく高いところ …… 2階以上
 - ▼なるべく斜面（山）から遠いところ …… 斜面（山）とは反対側
 - ▼なるべく早く移動できる場所 …… 短時間で移動可能

(2) 市町村の避難支援体制整備について

ア 避難勧告等の発令について

- ・ 土砂災害警戒区域は土砂災害の危険性が高く、より早期に避難勧告等を発令
- ・ 屋外避難で被災する場合もあり、状況に応じた適切な判断を求める呼びかけを実施

イ 適切な避難所等の指定について

- ・ 災害の種類や規模に応じて安全な避難所や避難経路を指定し、ハザードマップ等を通じて住民に周知

2 取組経過

- 平成21年8月5日 県・市町村行政懇談会で土砂災害緊急対策への協力を依頼
- 8月7日 市町村会議を開催し、取組みについて説明
- 9月 該当施設（対象施設数：146施設）向けの説明会を開催（県内3会場）し、該当施設に対して施設現状調査を依頼
- 12月 現状調査結果の取りまとめ
- 12月～1月 モデル施設の選定、モデル施設の現地調査を実施（3施設）
- | | |
|--------|--------------|
| 12月28日 | 鳥取県立鹿野かちみ園 |
| 1月5日 | 医療福祉センター倉吉病院 |
| 1月6日 | 特別養護老人ホームあいご |
- 平成22年3月10日
- ～4月20日 モデル施設で避難計画を作成
- 4月27日 「避難対策指針（案）」を協議する検討会を開催
- 5月11日 「避難対策指針」の取りまとめ・公表

3 今後の予定等

- (1) 本年の出水期までに全ての該当施設が避難計画を作成されるように県、市町村が連携して働きかけ
- (2) 5月26日、27日に該当施設向けの説明会を開催（県内3会場）

「鳥取県危機管理対応指針」の改定概要

平成22年5月21日／防災局危機管理チーム

1 改定の背景

平成21年4月に発生した北朝鮮による弾道ミサイル発射事案や新型インフルエンザの対応を踏まえ、危機予兆段階からの初動体制等を強化するとともに、他法令等に基づく地域防災計画、国民保護計画等との関係を整理し整合を図るため、今回改定したものの。

2 改定のポイント

(1) 初動対応の充実

ア 危機管理段階の変更

これまでは事案対処に重点を置き、危機管理の段階を「平素の準備段階」と「危機対処段階」に二分するだけだったが、今後は、平時から危機の予兆があり危機事案が発生するまでを5段階の対応レベルに区分し、各段階の状況に応じてきめ細かく対応するようにした。(別図1参照)

また、危機事案への対応結果をその後の危機管理に反映するサイクルを確立するため、新たに「事後対策」についても明記した。

イ 危機管理体制の見直し

① 対応体制の明確化

注意体制の段階における情報体制を強化するため、従来より機能・体制を増強した「情報連絡室」を設置するとともに、各段階ごとの対応体制を明確にした。

② 当直体制の見直し

防災当直の機能強化を図るため、管理職員も当直に加わるよう体制見直しを行うとともに、情報連絡だけでなく、県庁の危機管理体制の一環として情報集約業務を担うことなどを明記した。

③ 危機管理担当参事の役割

防災局併任となっている危機管理担当参事については、各部局等の危機管理推進の役割もあることなどを明記した。

(2) 他法令との関係

本指針は、予め想定していない危機(計画・マニュアルが未作成)への対処等も含めた県の危機管理における基本的な考え方(方針)を定めたものであり、個々の具体的な危機への対応に関しては、災害については地域防災計画、武力攻撃事態等については国民保護計画、その他各部局が本指針に相当する計画やマニュアルを別個に定めている事案については当該個別計画等により対処することを明記した。

(別図2参照)

(3) その他時点修正

前回修正以降の組織改編等に伴う修正を行った。

(参考)

【図-1 基本的な危機対応レベルと組織体制】

危機対応レベル		組織体制
↑ 低 ↓ 高	① 平時	防災局 (危機管理チーム、防災当直)
	② 注意体制 (危機の予兆が確認された場合)	「情報連絡室」
	③ 警戒体制Ⅰ (危機発生のおそれが高まり、各部署で情報共有や対応準備を進める必要がある場合)	「緊急対応チーム」
	④ 警戒体制Ⅱ (危機発生のおそれがさらに高まり、総合的な対応が必要になる場合)	「危機管理委員会」
	⑤ 非常体制 (危機事案が発生し、またはそれが逼迫している場合)	「対策本部」 (案件により、危機管理対策本部、災害対策本部、国民保護対策本部)

【図-2 指針と他の計画等との関係】

